

第11期分別収集計画

令和7年7月10日

大 津 市

目次

1	計画策定の意義	1
2	計画の基本的方向	1
3	計画期間	2
4	計画の対象品目	2
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み	2
6	容器包装廃棄物の搬出の抑制を促進するための方策に関する事項	2
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分	4
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み	4
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	5
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項	6
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項	7
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	10

1 計画策定の意義

地球温暖化に伴う気候変動の影響による相次ぐ大規模災害、生態系への深刻な被害等、人間の活動が及ぼす環境への影響に関心が高まる昨今、快適さと持続可能なまちづくりとのバランスが取れた生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

さて、本市では、平成 25 年 9 月に作成した「大津市ごみ減量実施プラン」に基づく施策の実施により、大幅なごみ減量と資源化率の向上を達成した。その後もごみ量は順調に減少しており、また、令和 3 年度、令和 4 年度に順次 2 つのごみ処理施設を更新したことにより、中間処理能力は一定向上しているが、最終処分場の残余容量等を考慮すれば、安定的なごみ処理を実現するためには更なるごみの減量と資源化の向上が必要となっている。

このような状況の中、本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号。以下「法」という。）第 8 条に基づいて、一般廃棄物の大部分を占めている容器包装廃棄物の分別収集及び地域における容器包装廃棄物の 3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図ることを目的に、市民、事業者、行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、三者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の 3R を促進し、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、さらに温室効果ガスの削減や資源の有効利用を図ることで、循環型社会の形成につなげるものである。

2 計画の基本的方向

一般廃棄物処理基本計画の基本理念である「資源循環と環境への負荷低減をめざした“心ある行動”の実践」を踏まえ、第 1 期～第 10 期の分別収集計画の基本的方針を踏襲する。

- (1) 全ての市民生活や事業活動において、環境に配慮する意識や行動の醸成を促す。
- (2) ごみの排出抑制と再使用の推進及び再生利用の促進を基本とした地域づくりに努める。
- (3) 市民、事業者、行政が役割を明確にするとともに、協力して環境負荷の低減を図る。
- (4) 分別収集の対象はごみではなく資源であるという市民共通の認識に基づき、再生品の利用等について推進を図る。
- (5) 市は、経済性と効率性を考慮して、地域の実態に即し、ごみ減量等の効果が大きく期待できる計画の推進を図る。
- (6) 市民、事業者の環境への積極的な取組や努力について、公平に正しく評価されるしくみづくりに努める。

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和8年4月を始期とする5か年間とし、3年ごとに改定する。

4 計画の対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他の色）、飲料用紙製容器、段ボール、その他紙製容器包装、ペットボトル、その他のプラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

本計画における容器包装廃棄物の排出量の見込みは、表1のとおりとする。

本市が回収に関与している容器包装廃棄物の見込み量については、計画収集量と他のごみに混入する容器包装廃棄物の予測量から算出した。また、公共が関与する排出抑制量として、集団資源回収及び拠点回収にて回収される対象品目（アルミ製容器、飲料用紙製容器・段ボール）の見込み量については、予測量から算出した。

なお、その他紙製容器包装については、他の紙ごみと混合して回収していることから、単独の収集量が把握できないため、見込み量から省いている。

表1 容器包装廃棄物の排出量の見込み

(t)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
大津市	16,592	16,528	16,373	16,264	16,155

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

耐久性はもとより、利便性と経済性が重視される現代人の暮らしにおいては、比較的短期間のうちに廃棄される使い捨て型の容器包装が広く普及し定着してきたが、環境負荷の低減のため、容器包装廃棄物の発生抑制と資源としての再生利用が求められており、排出段階から意識を持った行動への変容が促される必要がある。そこで、生産、流通、消費の各々の過程において関係者が役割を担いつつ、連携協力し、容器包装廃棄物の排出抑制を促進する方策を持続的に講じるものとする。

(1) 過剰包装、ワンウェイ容器の抑制

市民が買い物をするときは、なるべく容器包装が少ない商品を選ぶように推奨し、詰替

式やリターナブル容器等の商品を購入するよう協力を求める。

(2) 再生資源（アルミ製容器、段ボール、その他紙製容器包装）回収事業の推進

集団資源回収を実施する市民団体及び回収事業団体に対する「集団資源回収促進補助制度」を継続して実施し、「アルミ製容器、段ボール、その他紙製容器包装」の回収に努める。

(3) ごみ減量と再資源化等についての普及啓発

① 分別収集の推進

ごみ減量・再資源化の必要性や効果に関する情報を発信することで、本計画に対する市民の理解を得られるように努め、分別収集の徹底を図る。また、「プラスチック製容器包装」の分別収集については、引続き、分け方・出し方など市民啓発に努め、どのような物に資源化されるのかなどの情報を広報おおつ、ホームページやスマートフォンアプリなどを通じて市民に提供する。

② ごみ処理施設運営事業者が実施する啓発事業やイベントの開催

ごみ処理施設運営事業者が行う啓発業務において、誰もが3R（リデュース、リユース、リサイクル）に関する体験や学習をすることができる場を提供し、ごみ減量意識の向上や物を大切にすることを育む。

また、市民会議である「ごみ減量と資源再利用推進会議」との協働でリサイクルフェア、エコリサイクルコンクールや資源化施設見学会等のイベントを開催する。

③ 環境教育・学習の充実と拡大

小学校における総合的学習や4年生の社会科教育におけるごみに関する学習、出前講座、ごみ処理施設の見学会などによって、市民、事業者がごみ排出の実態と将来的な動向、排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果などについて学習できる機会を提供する。

④ 集積所等の調査と排出指導

排出抑制をしている地域や事業所の協力を正しく評価し、公平な責任負担を確保するために、集積所等の現地調査や収集車両のごみ質調査を行う。それらの調査に基づき、市民及び事業所に対して一層の適正排出を促す指導に努め、排出マナーの悪い地域を無くしていく。

⑤ 資源物持ち去り行為の指導

分別排出された資源物を集積所から無断で持ち去る者がいることから、条例に基づき指導しているところであるが、繰り返し再犯する事例も出ている。ルールに従って分別排出した市民感情を逆なでし、資源化を進めようとする市民意識の低下を招くおそれがあることから、より一層の指導強化に努めていく。

(4) ごみ減量と資源再利用推進会議との連携

市民、団体、事業者により構成される市民会議「ごみ減量と資源再利用推進会議」と連携し市民一人一人がごみに関する問題を自らの問題として正しく認識できるよう啓発する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分

最終処分場の残余容量や廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を表 2 左欄のとおり定める。

また、市民の協力期待値と本市が有する収集機材、選別施設等の状況を勘案した、収集に係る分別の区分は表 2 右欄のとおりである。

表 2 分別収集する容器包装廃棄物の種類及び分別の区分

分別収集する容器包装の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器	かん
主としてアルミ製の容器	
無色のガラス製の容器	びん
茶色のガラス製の容器	
その他の色のガラス製の容器	
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの (原材料としてアルミが利用されているものを除く。)	牛乳パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	雑がみ
主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック製 容器包装 (白色トレイを含む)

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第 2 条第 6 項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

本計画における分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第 2 条第 6 項に規定する主務省令で定める物の量の見込みは、表 3 のとおりとする。

なお、行政回収及び集団資源回収による「段ボール」は独自に処理を行わず、古紙問屋へ引

き渡していることから網かけ掲載として特記する。また、拠点回収による「飲料用紙製容器」の収集については、本市行政回収と収集形態が異なるため網かけ掲載とし特記する。

表 3 特定分別基準適合物及び主務省令で定める物の量の見込み (t)

種類	令和 8 年度		令和 9 年度		令和 10 年度		令和 11 年度		令和 12 年度	
	引渡量	独自処理量								
主としてスチール製の容器		99.19		99.52		99.31		99.37		99.43
主としてアルミ製の容器		150.48		150.99		150.67		150.77		150.86
無色のガラス製容器		521.84		523.60		522.49		522.82		523.14
茶色のガラス製容器		359.33		359.56		360.01		360.01		360.23
その他の色のガラス製容器	308.23		308.42		308.81		308.81		309.00	
主として紙製の容器であって飲料を充てんするもの（原材料としてアルミが使用されているものを除く。）		3.35		3.36		3.35		3.35		3.36
主として段ボール製の容器		2,353.92		2,361.84		2,356.85		2,358.32		2,359.79
主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの		675.27		677.54		676.11		676.53		676.95
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	1,373.75		1,378.36		1,375.46		1,376.31		1,377.17	

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第 2 条第 6 項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

$$\left(\begin{array}{l} \text{特定分別基準} \\ \text{適合物等の量} \\ \text{の見込み量} \end{array} \right) = \left(\begin{array}{l} \text{容器包装廃棄} \\ \text{物の排出量の} \\ \text{の見込み} \end{array} \right) \times \text{分別排出率（資源化率）}$$

なお、「その他紙製容器包装」については他の紙ごみと混合して「雑がみ」として回収・処理しているため、再資源化量が掴めないことから、見込量は掲出していない。

次に、本市の計画人口は、下記のとおりである。

年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画人口	343,154	343,367	343,581	343,795	344,009
対前年度増減率	0.06%	0.06%	0.06%	0.06%	0.06%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

本市から排出される容器包装廃棄物に関し、分別収集を実施する者（主体）は、表4のとおりとする。

表4 分別収集を実施する主体

	分別収集する容器包装の種類	収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	主としてスチール製の容器	かん	市による定期収集	市
	主としてアルミ製の容器		集団資源回収	民間業者
ガラス	無色のガラス製の容器	びん	市による定期収集	市
	茶色のガラス製の容器			
	その他の色のガラス製の容器			
紙類	主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	牛乳パック	市による拠点回収	民間業者
	主として段ボール製の容器	段ボール	市による定期収集	
			集団資源回収	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	雑がみ	市による定期収集		
		集団資源回収		
プラスチック	主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル	市による定期収集	市
	主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック製容器包装		

1 1 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

本市から排出される容器包装廃棄物に関し、分別収集の用に供する施設計画は、表 5 のとおりとする。また、それぞれの段階における分別収集に必要な施設計画は、表 6 のとおりとする。

なお、集団資源回収では、収集及び処理形態が実施団体ごとで任意に定められているため、表 6 については行政回収についてのみ記載する。

表 5 分別収集の用に供する施設計画

分別収集する容器包装の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	ステーション等	収集車	中間処理施設
主としてスチール製の容器	か ん	市指定透明袋	ごみ集積所	パッカー車 (委託)	市北部： 北部クリーンセンター 市南部： 環境美化センター
主としてアルミ製の容器		任意	任意の集団資源回収場所	任意の車両 (資源回収業者)	各再生処理施設
無色のガラス製の容器	び ん	市指定透明袋	ごみ集積所	平ボディ車 (委託)	市北部： 北部クリーンセンター 市南部： 環境美化センター
茶色のガラス製の容器					
その他の色のガラス製の容器					
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	牛乳パック	箱	拠点回収	平ボディ車 (市・委託)	各古紙問屋
主として段ボール製の容器	段ボール	紐くくり	ごみ集積所	平ボディ車 (委託) パッカー車 (委託)	
		任意	任意の集団資源回収場所	任意の車両 (資源回収業者)	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	雑がみ	紐くくり	ごみ集積所	平ボディ車 (委託) パッカー車 (委託)	
		任意	任意の集団資源回収場所	任意の車両 (資源回収業者)	
主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料またはしょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル	市指定透明袋	ごみ集積所	パッカー車 (委託)	市北部： 北部クリーンセンター 市南部： 環境美化センター
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック製容器包装				北部クリーンセンター

表6 分別収集に必要な施設計画（行政回収）

【排出段階】

種類	対象とする 容器包装 廃棄物の種類	施設等の仕様及び整備計画	管理主体	備考
排出容器	かん	市指定透明ごみ袋にて排出 (仕様) 材質：低密度ポリエチレン 容量：20リットル、30リットル、45リットル	市	
	びん			
	牛乳パック	ダンボール箱		
	段ボール	紐くくり		
	その他紙			
	ペットボトル	市指定透明ごみ袋にて排出 (仕様) 材質：低密度ポリエチレン 容量：20リットル、30リットル、45リットル		
プラスチック製容器包装				
集積場所	か かん	スチールかん	ごみ集積所	市民
		アルミかん		
	びん	市支所		
	牛乳パック	ごみ集積所	市民	雑がみに含む。
	段ボール			
	その他紙			
	ペットボトル			
	プラスチック製容器包装			

【運搬段階】

種類	対象とする 容器包装 廃棄物の種類	施設等の仕様及び整備計画	管理主体	備考
収集車両	かん	スチールかん	市（委託業者）	
		アルミかん		
	びん	パッカー車（委託業者）		
	牛乳パック	平ボディ車（委託業者）		
	段ボール	平ボディ車（市・委託業者）		
	その他紙	パッカー車・平ボディ車（委託業者）		
	ペットボトル	パッカー車（委託業者）		
プラスチック製容器包装	雑がみに含む。			

【中間処理段階】

種類	対象とする 容器包装 廃棄物の種類		施設等の仕様及び整備計画	管理主体	備 考
受入ヤード	かん	スチールかん	ピット	市	
		アルミかん			
	びん	屋内ヤード	古紙問屋	雑がみに含む。	
	牛乳パック	古紙問屋施設			
	段ボール				
	その他紙				
	ペットボトル	ピット	市		
プラスチック製容器包装					
選別施設	かん	スチールかん	ライン手選別 磁選機、アルミ選別機	市	
		アルミかん			
	びん	ライン手選別	古紙問屋	雑がみに含む。	
	牛乳パック	古紙問屋施設			
	段ボール				
	その他紙				
	ペットボトル	ライン手選別	市		
プラスチック製容器包装					
圧縮減容設備	かん	圧縮機	市		
	びん	—	—		
	牛乳パック	古紙問屋施設	古紙問屋		雑がみに含む。
	段ボール				
	その他紙				
	ペットボトル	圧縮梱包機	市		
	プラスチック製容器包装				
保管施設	かん	スチールかん	屋内ストックヤード	市	
		アルミかん			
	びん	古紙問屋施設	古紙問屋	雑がみに含む。	
	牛乳パック				
	段ボール				
	その他紙				
	ペットボトル	屋内ストックヤード	市		
プラスチック製容器包装	屋外ストックヤード				

1.2 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

1.1までの事項のほか、容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項は、以下のとおりであり、それぞれの項目について適切な対応に努めるものとする。

- (1) 市広報紙やホームページ、スマートフォン用アプリにより市民に対して分別ルール及び適正排出の周知を強化する。
- (2) 公益社団法人全国都市清掃会議等を通じ、事業者に対しては容器包装廃棄物の発生抑制を、国に対しては過剰包装を抑制する法令の整備を要望する。
- (3) 集団資源回収の運営に参加する市民を拡大することで、回収量の増大を図る。
- (4) ごみ減量と資源再利用推進会議を通じた市民啓発を推進する。
- (5) 再生品の需要拡大及び再使用を推進する。
- (6) 再生可能資源への転換を促す。
- (7) 指定法人へ引き渡す際の品質を保つことで、円滑な引き渡しを継続する。
- (8) プラスチック製容器包装の分別収集の在り方と処理方法について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第五条の七第一項の規定に基づき設置している廃棄物減量等推進審議会にて再検討する。
- (9) 一般廃棄物処理基本計画の策定及び見直しに伴い、分別収集方法等に変更が生じる場合がある。